

一 平成20年度決算の概要

1. 平成20年度の財政運営にかかる背景

(1) 国の動き

国の経済見通し（平成21年1月19日閣議決定）では、平成20年度の我が国経済は、世界の金融資本市場の危機を契機に世界的な景気後退が見られる中で、外需面に加え国内需要も停滞し、景気の下降局面にあり、雇用情勢が急速に悪化しつつあるとともに、企業の資金繰りも厳しい状況となり、平成20年度の国内総生産の実質成長率は、マイナス0.8%程度（名目成長率はマイナス1.3%程度）になると見込まれていました。

その後、世界金融危機と世界同時不況は深刻度を増し、我が国の輸出市場は急激に収縮した結果、平成20年度10月期以降は大幅なマイナス成長になるなど、景気は急速に悪化し、平成20年度の国内総生産の実質成長率は、マイナス3.3%（名目成長率はマイナス3.6%）となり、政府経済見通しを大幅に下回りました。このような危機に対処するため、政府・与党は経済危機対策を決定しました。

また、平成20年度の地方財政計画では、歳出について「基本方針2007」に沿って、国の歳出予算と歩を一にして見直すこととし、地方財政計画の規模の抑制に努めることとする一方、地方が自主的・主体的に取り組む地域活性化施策に必要な歳出の特別枠「地方再生対策費」を地方財政計画に創設するとともに、地方公共団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税及び一般財源の総額を増額確保するものとして地方財政対策が講じられました。

(2) 本市の当初予算編成方針の概要

本市における平成20年度の予算編成においては、平成19年6月に成立した「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の早期健全化基準、財政再生基準の適用が平成20年度決算より本格実施されることから、財政健全化を最重要課題としました。特に、土地開発公社の「不良債権処理」を最優先課題として、持続可能な財政運営を維持していくため処理を先送りすることなく全庁挙げて取り組んでいくこととしました。

また、「第2次行政経営戦略プラン(平成19年度～平成21年度)」の2年目として、プランで描いた3つの将来ビジョン『みんなで安心していきいきと暮らせるまち 心豊かで次代を担う人材が育つまち 都市の器が充実し、快適で活気あふれるまち』の達成に向けた施策を着実に推進することを基本として編成しました。

その概要は次のとおりです。

財政健全化の推進

人件費の抑制、歳入の確保等、行財政改革を着実に推進する。

市債については、実質公債費比率が極めて高いことを念頭に、一般会計のみならず全会計において、後年度負担に十分配慮し抑制すること。

土地開発公社の「不良資産処理」については、最優先させてその処理を加速させるものとする。

第2次行政経営戦略プランの着実な推進

「第2次行政経営戦略プラン」の2年目として、同プランに定める事業を着実に推進し、成果の達成を図るものとする。

決算評価に基づく予算編成

平成20年度決算から、新たな財政健全化指標の適用を受けることから、決算を念頭に予算編成を行うものとする。また、業務棚卸表により、平成18年度の決算、事業の評価を適切に行い、施策や事業の選択・優先順位付けを行うものとする。

2. 平成20年度予算及び決算の概要

(1) 予算の概要

平成20年度一般会計の当初予算規模は、前年度に比べ17.1億円増（1.7％）の998.5億円となりました。歳入においては、市税につきまして、固定資産税の家屋で、評価替えの年度であることから新築家屋の税収が上乘せされることや、償却資産でIT関連企業の大規模投資により伸びが見込まれることなどから、51.9億円増（8.9％）を見込みました。

この他地方消費税交付金は、納期の影響で11ヶ月分の交付となることから3.1億円の減（10.5％）、地方特例交付金は、減収補てん特例交付金（個人住民税の「住宅借入金等控除特別控除」の減収補てん措置分）の創設等により、全体で1200万円の増（2.2％）と見込みました。地方交付税は、合併の特例措置による旧楠町分の普通交付税を見込みましたが、過年度(H17)錯誤措置額の調整により大幅な減収となること、特別交付税が算定方法の変更により減収となることから、8.9億円の減（52.0％）と見込みました。財産収入は、市有地売払収入の増加により前年度に比べ3.1億円の増（259.0％）と見込みました。市債は、本庁舎整備事業（耐震化）資金、臨時財政対策資金等の減少により、19.4億円の減（24.4％）と見込みました。その他歳出各款に関する特定財源を計上して収支の均衡を図りました。

歳出については、義務的経費の人件費で、職員定数の削減や定年退職者の減により減となるものの、3％の給料カットの廃止や地域手当の増（2％～4％）により0.8億円の減（0.4％）にとどまり、反面、扶助費が、生活介護事業費、生活保護費の増などにより3.5億円増（2.5％）、公債費が、補償金免除繰上償還の増などにより、3.4億円の増（2.7％）と見込みました。その結果、義務的経費全体では、6.1億円の増（1.3％）となりました。

投資的経費については、補助事業が、本庁舎耐震改修事業や楠小学校改築事業が完了したことなどから6.4億円の減（26.9％）となりました。単独事業は、本庁舎耐震改修事業や楠小学校改築事業が完了したものの、中消防署中央分署整備事業や北勢公設地方卸売市場組合の施設整備事務受託事業の増などがあるため3.9億円の減（4.0％）となり、全体で10.1億円の減（8.0％）となりました。

特別会計については、後期高齢者医療制度が4月から施行されることから、後期高齢者医療特別会計を新設し、三重県後期高齢者医療広域連合納付金等を計上し、一方、国民健康保険特別会計では75歳以上の被保険者が同制度へ移行となったことなどから、4.7億円の減（1.7％）となり、また、老人保健制度の廃止に伴い老人保健医療特別会計が186.5億円の大幅な減（89.7％）となりました。その結果、特別会計全体では113.1億円減（14.2％）となりました。

会計別の予算規模は、

一般会計	99,848,000千円	(対前年度比	1.7%)
特別会計	68,314,173千円	("	14.2%)
財産区	29,800千円	("	3.8%)
合計	168,191,973千円	("	5.4%)

となりました。

その後、一般会計においては、6月補正において、企業立地推進事業費や燃料費高騰に対する海上アクセス事業の支援費、土地開発公社経営健全化対策事業費を計上したことから、過去最高の予算規模となりました。さらに、以降の補正において、国・県からの補助金確定による公共事業費の変更、8月の豪雨による災害復旧費などの急施を要する事業費、新型インフルエンザ対策費、人件費の減額、土地開発公社経営健全化基金の積立金、退職手当などを計上しました。また、昨年後半の世界的な経済不況、金融危機に対応するため、新市長のもと「四日市市緊急経済対策会議」を設置し、緊急雇用対策を実施するとともに、国の二次補正予算の補助事業にあわせて、定額給付金給付事業費や子育て応援特別手当、地域活性化・生活対策臨時交付金事業費、さらに、市単独経済対策事業としまして、地区市民センター施設整備事業費、中央緑地トリムコース整備事業費等を追加計上しました。

また、特別会計についても、競輪事業特別会計では臨時場外開催関係経費の増額補正、食肉センター食肉市場特別会計では内臓加工室整備の増額補正、老人保健医療特別会計では過年度支払基金交付金等返還金の増額補正、介護保険特別会計では給付費支払準備基金積立金の増額補正を行い、後期高齢者医療特別会計ではシステム改修委託費の増額補正、その他の特別会計については、事業費の精査等に伴う補正を行いました。

この結果、補正後の予算額は、

一般会計	113,367,730千円
特別会計	73,528,407千円
財産区	29,800千円
合 計	186,925,937千円

となり、道路新設改良補助事業、街路補助事業、地方特定道路整備事業、食肉センター食肉市場施設整備事業、末永・本郷土地区画整理事業、農業集落排水施設整備補助事業などの前年度繰越事業費繰越額を加えた最終の予算額は、

一般会計	114,936,016千円
特別会計	73,668,420千円
財産区	29,800千円
合 計	188,634,236千円

となりました。

一般会計予算の補正の推移

(単位 千円)

区 分	金 額	特 定 財 源			一般財源
		国県支出金	地方債	その他	
当 初 予 算	99,848,000	12,970,789	3,807,900	9,544,106	73,525,205
第1号補正(6月補正)	400,000				400,000
第2号補正(6月補正)	6,500,507	6,000	5,073,000	58,432	1,363,075
第3号補正(7月補正)	—————	—————	—————	—————	—————
第4号補正(9月補正)	14,553	31,762	8,600	652	25,157
第5号補正(12月補正)	1,477,806	546,879	195,200	1,047	1,125,080
第6号補正(3月補正)	195,471	195,471	0	0	0
第7号補正(3月補正)	4,960,499	4,792,139	657,700	66	489,406
計	113,367,730	18,479,516	9,334,800	9,604,303	75,949,111

(2)決算の概要

予算の執行に当たっては効果的かつ効率的な執行と経費の節減に努めるとともに、財源の確保にも努力して財政の健全維持に努めた結果、決算額は、

	歳 入 (A)	歳 出 (B)	収支差引 (A) - (B)
一般会計	109,318,229,228 円	106,639,695,971 円	2,678,533,257 円
特別会計	74,034,069,493 円	70,258,174,701 円	3,775,894,792 円
財産区	31,605,083 円	1,731,266 円	29,873,817 円
合 計	183,383,903,804 円	176,899,601,938 円	6,484,301,866 円

となり、収支差引額から事業繰越に伴う繰越財源として、一般会計 645,868,553円、特別会計 45,480,000円を控除した実質収支額は、一般会計 2,032,664,704円、特別会計 3,730,414,792円、財産区29,873,817円、計 5,792,953,313円となりました。

この結果、一般会計における単年度収支額は、本年度実質収支額 2,032,664,704円から前年度実質収支額2,001,398,701円を控除した額 31,266,003円の黒字となっています。なお、財政調整基金への積立

金106,162,861円、繰上償還金975,510,132円を加算し、財政調整基金の取崩額1,540,904,000円を減算した実質単年度収支額は427,965,004円の赤字となりました。

次に、本年度の決算を地方財政統計で統一的に用いられる会計区分である「普通会計」により分析します。

歳入は、前年度に比して7.6%増の109,468,068千円、歳出は7.3%増の106,754,554千円となりました。

歳入において、市税は個人市民税が所得税からの税源移譲が平年度化したことなどから3.2%の増収となりましたが、法人市民税は世界的な経済不況の影響で企業業績が著しく悪化したことから11.9%の大幅な減収となりました。固定資産税の土地については地価の下落に伴う評価の一部見直し等により0.8%の減収となりましたが、家屋については評価替えから3年度目で既存家屋分の評価額が据え置かれ、新增築分の税収が上乘せされたことから6.1%の増収となり、償却資産についてもIT関連企業で大規模設備投資があったため29.2%の大幅な増収となりました。この結果、市税全体では5.1%の増収となり過去最高の税収となりました。

世界的な経済不況、金融危機の影響によって企業業績の急激な悪化や株価の暴落等により、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金が、それぞれ55.7%、80.1%の大幅な減収となりました。

地方交付税は、平成17年度分錯誤措置額457,000千円が措置されたため27.2%の減収となりました。

地方特例交付金は、税源移譲に伴い、個人市県民税から税額控除される「住宅借入金等控除特別控除」に相当する減収補てん特例交付金の新設や道路特定財源の暫定税率失効に伴う減収補てん措置として地方税等減収補てん臨時交付金が交付されたことにより70.1%の大幅増となりました。

繰入金は、職員退職手当基金の取崩しは減となりましたが、土地開発公社経営健全化対策事業により財政調整基金を取崩したため117.9%の大幅な増となりました。

諸収入は、北勢公設地方卸売市場組合の民営化に伴う大規模施設改修工事や中小企業振興資金融資預託金元利収入の増加により5.1%の増となりました。

次に歳出ですが、人件費は0.5%減となりましたが、公債費が、土地開発公社経営健全化対策事業による償還が開始されたこと、補償金免除繰上償還額が増加したことなどから6.4%増となり、また、扶助費が生活介護事業費、生活保護費の増などから6.8%増となり、義務的経費全体では、3.8%の増となりました。

積立金は、財政調整基金積立金の大幅な減などにより3.7%の減となり、繰出金は、後期高齢者医療特別会計の新設に伴う繰出金の増などにより15.1%増、投資的経費は、本庁舎耐震改修事業の完了、連続立体交差事業負担金の減などにより5.5%減となりました。

なお、実質収支額は前年度を上回り、歳入決算額に対する比率(下表(B)/(A))は1.9%となりました。

普通会計決算規模の推移

(単位 千円)

年度	歳入決算額(A)		歳出決算額		歳入歳出差引額		実質収支額(B)		(B)/(A)
		対前年比(%)		対前年比(%)		対前年比(%)		対前年比(%)	
10	99,280,097	3.8	96,172,011	4.6	3,108,086	31.5	1,767,295	1.7	1.8
11	100,231,982	1.0	97,250,233	1.1	2,981,749	4.1	2,536,363	43.5	2.5
12	98,743,060	1.5	96,067,521	1.2	2,675,539	10.3	2,005,740	20.9	2.0
13	98,388,247	0.4	96,289,572	0.2	2,098,675	21.6	1,620,029	19.2	1.6
14	96,163,792	2.3	94,991,165	1.3	1,172,627	44.1	680,638	58.0	0.7
15	92,650,174	3.7	91,228,999	4.0	1,421,175	21.2	1,042,591	53.2	1.1
	96,426,214	—	94,800,216	—	1,625,998	—	1,244,639	—	1.3
16	96,274,580	0.2	94,669,809	0.1	1,604,771	1.3	1,184,592	4.8	1.2
17	99,096,772	2.9	96,861,187	2.3	2,235,585	39.3	1,456,765	23.0	1.5
18	96,528,348	2.6	94,290,882	2.7	2,237,466	0.1	2,059,318	41.4	2.1
19	101,749,290	5.4	99,496,480	5.5	2,252,810	0.7	2,050,081	0.4	2.0
20	109,468,068	7.6	106,754,554	7.3	2,713,514	20.5	2,067,645	0.9	1.9

普通会計は、一般会計、土地区画整理事業会計、住宅新築資金等貸付事業会計及び公共用地

取得事業会計の純計です。

実質収支額は、歳入歳出差引額から繰越事業に係る財源を控除したものです。

15年度下段及び16年度数値は、旧楠町決算額を合算して純計した決算額です。

16年度の対前年比は、15年度下段決算額との比較値です。

歳出経費のうち義務的経費の割合から財政構造の弾力性を見ます。義務的経費全体では、歳出に占める構成比は前年度に比べ減少しておりますが、逆に一般財源比は増加しています。依然として一般財源が充当される義務的経費の割合は高く、硬直性が高い状態であるといえます。個別にみると前年度に比べて、人件費、扶助費の一般財源比は横ばいでしたが、公債費は土地開発公社経営健全化対策事業に着手し、その償還が一部開始されたことなどから一般財源比が増加しました。

義務的経費の推移

(単位 %)

区 分		10	11	12	13	14	15		16	17	18	19	20
人件費	構成比	22.1	21.4	21.8	20.8	20.7	20.4	20.6	20.4	18.8	18.4	18.8	17.4
	一般財源比	30.0	28.6	27.1	26.2	25.6	24.6	24.8	25.0	24.0	22.7	20.4	20.4
扶助費	構成比	10.9	12.0	9.7	10.7	11.5	12.7	12.4	13.2	13.3	14.3	14.4	14.4
	一般財源比	6.5	7.0	5.2	5.7	5.7	5.8	5.7	6.6	6.4	6.7	6.9	7.0
公債費	構成比	10.4	10.8	11.6	12.4	13.5	14.1	14.0	14.0	13.7	14.7	13.8	13.7
	一般財源比	15.6	15.9	15.9	17.1	18.2	18.2	18.0	18.2	18.5	19.2	18.5	19.0
計	構成比	43.4	44.2	43.1	43.8	45.8	47.2	47.0	47.6	45.7	47.4	47.0	45.5
	一般財源比	52.1	51.5	48.1	49.1	49.5	48.7	48.5	49.8	48.9	48.6	45.8	46.4

本表は、いずれも普通会計の純計です。

構成比は歳出総額に占める割合であり、一般財源比は歳出総額に充当された一般財源に対する各経費に充当された一般財源の割合です。

15年度右欄及び16年度は、旧楠町決算額を合算して純計した決算額の数値です。

次に、経常収支比率（経常経費に充当された一般財源と経常一般財源及び臨時財政対策債の計の比率）については、1.1ポイント悪化し84.5%となりました。これは、市税収入などの経常的な一般財源の増加割合に比べて、扶助費や公債費などの経常経費の増加割合の方が大きかったことなどによるものです。

経常収支比率の推移

(単位 %)

年 度	10	11	12	13	14	15		16	17	18	19	20
経常収支比率	89.0	85.8	84.9	86.7	88.5	85.0	84.8	88.2	83.7	85.2	83.4	84.5

15年度右欄及び16年度は、旧楠町決算額を合算して純計した決算額の数値です。

一方、本市が国県に依存せず自主的に収入する自主財源の比率は、財政基盤の安定性及び行政活動の自立性を判断する指標です。20年度は依存財源の地方債が土地開発公社経営健全化対策により大幅に増加したことなどから、前年度に対し0.5ポイント下がりました。

自主財源比率の推移

(単位 %)

年 度	10	11	12	13	14	15		16	17	18	19	20
自主財源比率	67.3	66.2	66.5	64.4	63.1	62.4	61.8	63.0	62.3	65.9	70.8	70.3

本表における自主財源とは、市税、分担金・負担金、使用料・手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入としています。

15年度右欄及び16年度は、旧楠町決算額を合算して純計した決算額の数値です。

健全化判断比率

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成19年6月に公布され、平成20年度決算から本格実施されました。

本市においては、平成20年度決算から算定した各指標の比率は、いずれも基準以内となりましたが、実質公債費比率が地方債の協議制水準（18%以内）に達していないこと、地方債残高が多く将来負担比率がやや高めであることなどから、今後もさらなる財政健全化を推進していく必要があります。

平成20年度の各指標は次のとおりとなっております。

各指標	概要	国からの基準		H19算定	H20算定
実質赤字比率	一般会計等を対象とした実質赤字の、標準財政規模に対する比率	財政再生基準	市町村20% 都道府県5%	0% (赤字なし)	0% (赤字なし)
		早期健全化基準	市町村11.25% 都道府県3.75%		
連結実質赤字比率	全会計を対象とした実質赤字の、標準財政規模に対する比率	財政再生基準	市町村30% ¹ 都道府県15%	0% (赤字なし)	0% (赤字なし)
		早期健全化基準	市町村16.25% 都道府県8.75%		
実質公債費比率	全会計を対象とした一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の、標準財政規模に対する比率	財政再生基準	35%	18.7%	18.6%
		早期健全化基準	25%		
将来負担比率	全会計及び設立法人等を対象とした一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の、標準財政規模に対する比率	財政再生基準	市町村350% 都道府県400%	2	186.1%
		早期健全化基準		158.4%	

- 1 連結実質赤字比率の財政再生基準については、3年間の経過措置が設けられております。
(平成21年度決算まで40%、平成22年度決算は35%とし、平成23年度決算から30%)
- 2 平成19年度の将来負担比率の算定においては、282.8%と報告していましたが、算出に誤りがあったため、修正させていただいております。